

平成25年度
第1回岡山市保健福祉政策審議会における主要な意見

- 1 日 時 平成25年11月19日(火) 13:30~14:33
- 2 場 所 岡山市保健福祉会館4階 こころの健康相談室
- 3 出席者 委員7名
- 4 傍聴者 報道2者、傍聴者なし
- 5 議 題 ・地方分権改革に係る一括法(第3次)の制定に伴う関係条例整備の概要について
①地方分権改革に係る一括法の概要について
②各条例の制定概要について

6 主要な意見

<「岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定」について>

- ・「義務とする」という言葉が大変目立つ。一体主権はどこにあるのか。
- ・項目2「虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施」について、人材確保に大変苦勞しており、非常にプレッシャーを感じる。
- ・項目3「地域包括支援センターとの連携」も「原則として参加を義務とする」となっているが、「参加について求めがあった場合、参加すること」で十分だと思う。
- ・項目5「成年後見制度の活用支援」も「成年後見制度の活用に配慮する」でよいのではないか。
- ・項目6「研修の機会確保」については、努力義務でいいのではないか。
- ・項目7「運営規程の整備」の事故発生時の対応、虐待を防止するための措置に関する事項については、「定める。」で十分義務付けられると思う。
- ・項目9のハード面の文章自体非常に各論的で、義務ではないので、配慮してだめならいいのか。
- ・努力をしてほしい、必ずそういうふうな最低限のことはやってほしいという意味での表現で、しっかりとした指導の中に生かせるという根拠がここでうたえるなら、そこら辺を加味してもよいのではないか。
- ・資料4ページ4番の「多様な手法を用いた評価」という項目は、客観的なこととか妥当な評価がされることが重要で、その辺りを条文に反映すればよりいいと思う。

<「岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」について>

(特になし)

<「岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の制定」について>

- ・予防センターと包括支援センターが、これからは一緒になって予防をするという説明だったが、人員がないとこういうことはできないだろうから、こうやってうたわれるということは、人員確保の1つの手段にもつながっていく。